

介護保険からのお知らせ

■介護保険の被保険者証について■

介護保険の被保険者証(緑色)を、要介護認定された方や3月末までに65歳になられた方に、この2月から3月にかけて郵送しました。被保険者証は、介護保険の被保険者であることを示す証明書となるだけでなく、介護サービスをうけるために必要な情報が記載されています。まだお手元に届いていない方はご連絡ください。

また、記載事項に誤りがある方や、その後に記載事項の変更がある方は、届いた被保険者証をご持参のうえ届け出てください。4月以降に65歳になられる方はその月の下旬に、転入された方などは翌月の下旬に郵送します。

なお、死亡、転出等の理由により、被保険者の資格がなくなった時は、14日以内に届け出てください。

■第2号被保険者について■

第2号被保険者の方も申請により被保険者証が交付されます。この場合、加入している医療保険(国民健康保険や会社の健康保険、共済組合など)の被保険者証を添えて申請してください。

■汚損・破損・紛失の場合■

市役所の保険年金課保険係で再交付申請してください。(汚損、破損した場合は被保険者証を添えて)

■被保険者証の必要なとき■

・要介護認定の申請のとき、認定の変更の申請のとき、認定の更新のときに市役所の高齢者福祉課介護保険係(内線371)に提出してください。

・介護サービス計画の作成や介護サービス(自宅や施設における介護や看護、機能訓練など)をうけるときにサービス提供事業者や介護保険施設に提出してください。

■医療保険の被保険者証と介護保険の被保険者証の違い■

<医療保険の被保険者証>

病気やケガなどで医療(診察、治療、投薬など)をうけるときに、医療機関の窓口提出します。

<介護保険の被保険者証>

寝たきりや痴呆などで介護サービスをうけるときに、サービス提供機関に提出します。

■被保険者証の問い合わせ先■

保険年金課保険係 介護保険担当(内線257)

国民健康保険

介護保険の導入に伴い、40歳から64歳の方は国民健康保険に介護分の保険料がかかります

介護保険制度の実施に伴い、介護保険料を65歳以上の人は市役所に、40歳から64歳までの人は、加入している医療保険の保険料に上乗せして納めることになりました。

向日市の国保に加入されている世帯で、40歳から64歳までの人がおられる場合は、平成12年度から医療分・介護分を合わせて国保料として納めていただくようになります。



介護分の保険料計算は、医療分と同じように所得割(所得分)・均等割(人数分)・平等割(世帯分)の合計額で、最高額は7万円となります。

また、低所得者の方には、医療分と同じく、7割・5割・2割の軽減措置があります。

なお、法律では、40歳に達した時とは誕生日の前日であり、2月29日が誕生日の場合は、閏年であるかどうかに関係なく2月28日となります。

■お問い合わせ 保険年金課 内線216

要介護度「3・4・5」の高齢者を在宅で、介護している方に介護見舞金として、年6万円を支給します。



9 在宅高齢者介護者見舞金支給事業

住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう、お近くの在宅介護支援センターが、福祉サービス・介護についてのご相談に応じます。

あんしん介護の窓口	
ケアセンター-日生向日市在宅介護支援センター 物産女町中環道19-5 ☎304-8887	
向日市社協在宅介護支援センター 寺戸町西野田1-7 ☎321-1550 ※夜間・土・日・祭日は「向陽館」転送となります。	
在宅介護支援センター「向陽館」 上皇野町五ノ坪1-2 ☎321-4100	

10 在宅介護支援センターの相談サービス

65歳以上のひとり暮らしで、虚弱なため日常生活に不安のある方のお宅に「あんしんホットライン」を設置し、緊急時の連絡や福祉サービス・介護についてのご相談に応じます。



11 あんしんホットライン

6 ひとり暮らし老人に対する家賃助成事業

■サービスの対象者  
以下の条件を満たす方  
・民間アパート等に居住する70歳以上のひとり暮らしの人で5年以上向日市内に住所を有する方。  
・前年度所得税が非課税の方。

■助成額  
家賃月額額の3分の1。ただし、1万円を上限とします。

7 高齢者住宅改良助成

ご自宅で暮らしやすいように、また、介護しやすいように、住宅を改良する場合に相談に応じます。また、介護保険給付サービスの限度額以上の住宅改修を行う場合や介護保険対象外の改修を行う場合の費用の一部を助成します。介護保険の要介護認定で要支援、要介護以上の方が対象です。着工後の申請は対象になりませんので、必ず着工前にご相談ください。

■対象工事

- ・廊下等の手すりの設置工事
- ・道路から家屋への経路及び家屋内の段差解消
- ・便器の取り替え
- ・浴槽の取り替え など

■サービスの対象者

要介護認定で要支援、要介護と認定された方。

■助成額

助成基準額(50万円以内)の7/10を助成します。

8 高齢者短期入所事業

介護者が病気になったり、介護疲れなどの理由で高齢者をご家庭で十分に介護を受けられない場合、介護保険の短期入所サービスに加えてご利用いただけます。

■利用日数

要支援	月2日
要介護1・2	月3日
要介護3・4	月4日
要介護5	月7日

■サービスの対象者

要介護認定で「要支援・要介護」と認定された方。

■サービスの利用負担

ご本人の要介護度のサービス費用の3割をご負担いただけます。

介護保険

第1号被保険者の基準月額額は2,904円

○第1号被保険者の基準月額額が2,904円に決定されました。

この保険料は、各介護サービスの報酬額が国から示されたのをうけて、平成12年度から14年度までの、3年間の介護保険総費用額と被保険者数をもとに算定したものです。また、保険料の額は、所得に応じて軽減または割り増しされます。(下図参照)

軽減される方		基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方	
生活保護の受給者 高齢福祉年金受給者 (住民税非課税所帯)	世帯全員が 住民税非課税	本人が 住民税非課税	本人が住民税課税で 合計所得金額 250万円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額 250万円以上
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
基準額×0.5 1,452円	基準額×0.75 2,178円	基準額×1.0 2,904円	基準額×1.25 3,630円	基準額×1.5 4,356円

※ただし、平成12年4月から9月までの半年間は国が負担するため、保険料の徴収は行いません。また、平成12年10月から平成13年9月までの1年間についても、保険料が半額に軽減されます。確定した保険料の額については、7~9月頃にお知らせする予定です。